

指定申請の流れについて

地域密着型サービス事業者に係る指定の流れはおおよそ次のようになります。

横浜市の指定月

指定は偶数月	<p>・横浜市で指定を行うのは偶数月の1日です。 (4月、6月、8月、10月、12月、2月の各1日) このことを踏まえて、事業計画を立ててください。</p>
--------	--

整備に着手する前に必要な手続

サービスにより、随時受付をしているものと、募集説明会等の後に一定の募集期間を設けて受付をしているものに分かれています。

サービス種類	随時受付	期間を設定して受付
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○(※)	—
②夜間対応型訪問介護	○	—
③地域密着型通所介護	○	—
④(介護予防)認知症対応型通所介護	○	—
⑤介護予防支援	○	—
⑥(介護予防)小規模多機能型居宅介護	△ <small>未整備圏域に限る</small>	○
⑦看護小規模多機能型居宅介護	△ <small>未整備圏域に限る</small>	○
⑧(介護予防)認知症対応型共同生活介護	△ <small>未整備圏域に限る</small>	○

(※)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の受付について

・区ごとに整備上限を設けているため、ご申請の際は事前にご相談ください。

・開設準備経費補助金の交付を希望される場合は、受付期間を定めて募集を行いますので事前にご相談ください。なお、予算を上回る補助金の申請があった場合、補助金が交付できない場合がありますので、予めご了承ください。

期間を設定して受付を行うサービスについては、応募していただいた事業計画を横浜市で審査し、整備可否の結果を通知します。

詳細については介護事業指導課の以下の担当にお問い合わせください。

サービス種類	担当
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④(介護予防)認知症対応型通所介護 ⑤介護予防支援	運営支援班 045-671-3466
⑥(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ⑦看護小規模多機能型居宅介護 ⑧(介護予防)認知症対応型共同生活介護	整備班 045-671-3414

準備

○ 指定の要件(基準)の確認

指定事業者になるためには、横浜市の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

- 例えば
- ・指定を受けるには、申請者が法人である必要があります。
 - ・法人の定款等の目的に、介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。
 - (指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。)
 - ・基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

基準を確認するには…

基準条例を市のウェブサイト上で公表しておりますので、ご確認ください。

【 URL 】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

○ 「地域密着型サービス質の向上セミナー」への参加(必修) ※介護予防支援事業所を除く

新規で指定を受ける地域密着型サービス事業所の管理者を対象に質の向上セミナーを開催します。

セミナーでは各種基準や労務管理など事業所として把握すべき事柄についての講習やグループワークを行います。このセミナーは必修であり、受講に際しては、事前に「地域密着型サービス質の向上セミナー参加申込書」の提出が必要となります。

※ 新規申請の場合で過去3年間に受講済みの方が管理者に就任される場合は再度の受講は不要となりますが、確認のため、その旨を申込書に記載の上、申込書を提出する必要があります。

【申込書URL】※申込書送付先は確定次第おしらせします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/semina.html>

平面図等の事前審査

○ 指定申請事前書類の作成

事業開始予定日の3か月前までに該当サービスの送信票、図面、面積一覧表、平面図事前確認チェック表、建築物等に関わる関係法令確認書を平面図事前審査フォームから申請してください。

(例えば、8月1日事業開始予定の場合は、5月1日までに申請してください。)

事前申請がない場合は、指定申請を受付出来ませんので、ご注意ください。

なお、申請された図面については、収受した日を含め原則2週間以内に、市から確認結果等についてご連絡いたします。連絡がない場合、お手数ですがお電話をお願いいたします。

※補正には相当の時間を要する場合があります。可能な限り早くご提出ください。

以下の事業を新規で行う場合は平面図等の事前送付は不要です。
・共用型認知症対応型通所介護
・介護予防支援
・既存事業所に「介護予防」を追加する場合

新規指定申請連絡フォームの申請

地域密着型サービス新規指定申請連絡フォームから申請してください。

新規指定申請連絡フォームの登録が期日を過ぎている場合は、次の偶数月の指定となります。

申請書類は、補正完了期限までに全ての書類を整える必要があります。
書類補正に要する時間を考慮し、早めのご提出をお願いします。

【ご注意】

※ 介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務について、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行えるのは、社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。
(ただし、行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)附則第2項に規定されているとおり、当該法律の施行(昭和55年9月1日)の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成については業として行えます。)

申請

申請書類受付期限までに必要書類を郵送または直接来庁してご提出ください。申請書及び添付書類等の審査を行い、不備があった場合、補正完了期限までに書類の修正等を行っていただきます。

補正完了期限までに必要書類が整わない場合は、次回以降に再度申請していただくことになります。

指定申請までに建築・改修が完了し関係法令(建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例等)、まちのルール(建築協定、地区計画等)に適合していることの確認を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。提出時にはすべての書類をご準備ください。

補正完了期限までに申請書類を整えれば良いわけではありません。

※ 申請にかかる手数料を納付していただきます。

令和5年10月1日より電子申請届出システム(厚生労働省所管)で申請を行うことが可能ですが。詳細は案内ページ(以下URL)をご確認ください。

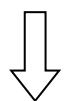
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html>

現地確認

日程調整を行い、書類の補正完了後に事業所の現地確認を行います。指定基準を満たしていない場合や、提出した図面と異なることが確認された場合には指定ができない場合があります。

現地確認の際には**工事や物品・備品の搬入等を完了している必要があります。**

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については、現地確認を行いません。

指定についての被保険者等の意見反映措置

介護保険法上、地域密着型サービス事業者の指定時には、市町村は被保険者等の意見を聞くこととされています。申請者が対応することはできません。

指定

指定日は偶数月の1日です。※「指定通知書」は指定予定月の前月末に郵便にて発送します。

公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が横浜市健康福祉局のウェブサイトに掲載されます。「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」にも情報提供しています。

【新規指定受付スケジュール】**介護予防支援は不要**

指定予定月日	セミナー参加申込期限 (厳守)	セミナー開催日 (必須)	図面事前申請期限 (厳守)	新規指定申請連絡フォーム登録期限 (厳守)	申請書類受付期限 (厳守)	書類補正完了期限 (厳守)
2025.6.1	2025.1.31	2025.2.14	2025.3.1	2025.3.14	2025.4.7	2025.4.30
2025.8.1	2025.4.13	2025.4.21	2025.5.1	2025.5.14	2025.6.6	2025.6.30
2025.10.1	2025.6.8	2025.6.16	2025.7.1	2025.7.14	2025.8.7	2025.8.29
2025.12.1	2025.8.17	2025.8.25	2025.9.1	2025.9.16	2025.10.7	2025.10.31
2026.2.1	2025.10.12	2025.10.20	2025.10.31	2025.11.14	2025.12.5	2025.12.26
2026.4.1	2025.12.16	2025.12.24	2025.12.26	2026.1.14	2026.2.6	2026.2.27
2026.6.1	2026.2.12	2026.2.20	2026.2.27	2026.3.16	2026.4.7	2026.4.30

【ご注意】

指定申請に関する手続きは、概ね5か月程度(セミナー申込を含む)の期間を必要とします。

お時間に余裕を持って、期限を厳守して手続きしてください。

なお、2026.2.1以降の指定についてはセミナー日程等を調整中です。

【居宅介護支援事業所が介護予防支援事業を申請する時の留意事項】

※申請前に必ずご確認ください。

・法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があることが必要です。登記事項の変更が完了していない事業者については、法務局へ変更申請した際の副本をあわせて添付してください。登記完了後に速やかに当課までお送りください。

・管理者は主任介護支援専門員であることが要件となります。経過措置規定(※)の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援事業所の指定を受けることはできません。

(※)経過措置規定:令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができます。

申請書類提出先(郵送用ラベル)

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局介護事業指導課

運営支援係 地域密着型サービス担当 行

< 年 月 日 地域密着型サービス等新規指定申請書 在中 >

※ 印刷してお使いください